

日本風力開発株式会社「(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年11月10日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県下閉伊郡田野畑村、岩泉町及び普代村  
原動力の種類：風力(陸上)  
出 力：最大90,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年11月30日
環境大臣意見受理	平成29年 2月10日
経済産業大臣意見発出	平成29年 2月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 5月18日
住民意見の概要等受理	平成29年 7月18日
岩手県知事意見受理	平成29年10月18日
経済産業大臣勧告発出	平成29年11月10日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田  
電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称) 田野畑風力発電事業環境影響評価方法  
書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域には、保安林及び岩手県自然環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区が含まれ、周辺には、複数の鳥獣保護区が存在する等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域である。

また、周辺に生息するイヌワシの行動圏と対象事業実施区域とが重複している場合は、重大な影響が懸念されることから、必要に応じ専門家等の助言を受けて、希少猛禽類を含めた野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)